

申請などの窓口が一部変更になります

～ 県から佐渡市への権限移譲に関するお知らせ ～

県から佐渡市への事務・権限の移譲により、平成23年4月1日から、住民・事業所の皆さまからの届出先などが、次のとおり変更となります。窓口が県から佐渡市になる場合がありますので、ご注意ください。ご不明な点については、次の一覧の各担当課までお問い合わせください。

県から佐渡市に権限移譲される事務	佐渡市が行う内容(主なもの)	担当課連絡先
大規模小売店舗立地法に関する事務	新設届出、変更届出、廃止届出の受理など	観光商工課 ☎63-5116
事業協同組合等に関する事務	設立の認可、定款変更の認可など ※事前協議、指導、申請は新潟県中小企業団体中央会が窓口	
協業組合に関する事務		
屋外広告物条例に関する事務(設置許可など)	設置認可、許可取消し、違反広告物に対する措置命令など	建設課 ☎63-5118
土地区画整理組合の賦課金等の滞納処分の認可に関する事務(施行地区の面積が5ha未満のものに限る。)	土地区画整理組合が賦課金等の滞納処分を行うことの認可など	
騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域指定事務	環境基準の類型を当てはめる地域指定など	環境対策課 ☎63-3113
自動車騒音に係る常時監視事務	自動車騒音の常時監視、測定結果の状況の公表など	
騒音・振動・悪臭に係る規制地域の指定等に関する事務	規制地域の指定、公示など	

権限移譲全般に関するお問い合わせ

市役所総務課 行政係 ☎63-3111



寄附禁止のルールを守って明るい選挙を実現しましょう。

●政治家の寄附の禁止

政治家(候補者、候補者となろうとする人および現に公職にある人)は、選挙区内の人に対してお金や物を贈ることは禁止されています。

●政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

有権者は、政治家に対して寄附を求めるとは禁止されています。

●政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員や構成員である団体が、選挙区内の人に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されています。

●後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体が選挙区内の人に対して花輪や香典、祝儀などを出すことは禁止されています。

みんなで守ろう三ない運動。



「(政治家は) 贈らない!」
「(政治家に) 求めない!」
「(政治家から) 受け取らない!」
の「三ない運動」を守りましょう。